

第26号議案

一宮市教育委員会事務点検評価員の委嘱について

一宮市教育委員会事務点検評価員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成29年4月18日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に定める、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うにあたり、一宮市教育委員会事務点検評価員を委嘱するため、本案を提出します。

1 一宮市教育委員会事務点検評価員 委嘱候補者

氏 名	備 考	新任 再任
今川 峰子 いまがわ みねこ	学識経験者 (岐阜聖徳学園 大学名誉教授)	再
三沢 建一 みさわ けんいち	学識経験者 (修文大学短期 大学部教授)	再
佐々木 政司 ささき まさし	学識経験者 (修文大学 准教授)	新

2 委嘱期間

平成29年4月18日から事務点検評価報告書を公表する日まで

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 (略)

3 (略)

4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

第27号議案

平成29年度 学校運営協議会委員の任命について

平成29年度学校運営協議会委員の任命について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成29年4月18日

一宮市教育委員会
教育長 中野 和雄

提案理由

一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第4条の規定により、本案を提出します。

(別紙案は省略)

○一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

平成 18 年 3 月 29 日

教委規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 47 条の 5 の規定に基づき設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 協議会は、一宮市立小中学校(以下「学校」という。)の運営に関する一宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、地域の住民及び保護者等の学校運営への参画等を進めることにより、学校と地域の住民及び保護者等との相互の信頼関係を深め、地域及び学校がその教育力を相互に高め、ともに子どもたちの豊かな学びと育ちの創造をめざすことを目的とする。

(指定)

第 3 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる学校について、協議会を設置する学校(以下「設置校」という。)として指定することができる。

- 2 校長は、前項の指定を受けようとするときは、教育委員会に申請しなければならない。
- 3 指定の期間は、2 年とし、再指定をすることができる。

(協議会の委員)

第 4 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 設置校の所在する地域の住民(第 10 条において「地域の住民」という。)
 - (2) 設置校に在籍する児童又は生徒の保護者(第 10 条において「保護者」という。)
 - (3) 学識経験者
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者
- 2 委員の一部については、これを公募することができる。この場合において、公募に關し必要な事項は、別に定める。
- 3 設置校の校長は、委員を推薦することができる。
 - 4 委員の定数は、設置校の校長と協議の上、教育委員会が定める。
 - 5 教育委員会は、委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。
 - 6 委員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項に規定する非常勤の特別職とする。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、任命の日から 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、設置校の指定の期間が終了したとき、又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失う。

(委員の服務)

第 6 条 委員は、その地位を不当に利用するなど、その職の信用を傷付け、又は委員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

2 委員は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬等)

第 7 条 委員の報酬及び費用弁償については、条例で定める。

(基本方針等の承認)

第 8 条 設置校の校長は、次に掲げる事項について、協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育目標及び経営方針
- (2) 教育課程の編成に関する基本方針
- (3) 予算の執行計画
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、設置校の校長が必要と認める事項

2 設置校の校長は、前項の規定により承認を得た基本方針等に基づき、学校運営を行わなければならない。

(運営等についての意見)

第 9 条 協議会は、設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は設置校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、別に定めるところにより、設置校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前 2 項の規定により、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、設置校の校長の意見を聴取しなければならない。

(運営への参画等)

第 10 条 協議会は、設置校の運営について、地域の住民及び保護者の理解、協力、参画等が促進されるように努めなければならない。

(情報発信)

第 11 条 協議会は、その活動の状況に関する情報の発信に努めなければならない。

(情報の提供及び説明)

第 12 条 教育委員会及び設置校の校長は、協議会が適切な活動を行えるよう、情報の提供及び説明に努めるものとする。

(児童又は生徒の意見の聴取)

第 13 条 協議会は、設置校の校長の同意を得て、設置校の児童又は生徒の意見を聴取することができる。この場合においては、児童又は生徒の発達段階に応じ、必要な配慮をしなければならない。

(会長及び副会長)

第14条 協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は設置校の校長が指名し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第15条 会長は、設置校の校長と協議の上、協議会の会議を招集し、議事をつかさどる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があるときは、設置校の校長から報告及び説明を求めることができる。
- 5 設置校の校長は、会議に出席し、意見を述べ、又は必要があると認めるときは、職員及び児童若しくは生徒を会議に出席させることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(指定の取消し)

第16条 法第47条の5第7項の規定に基づき、教育委員会が指定の取消しを行わなければならぬ場合は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 委員間の意見が対立し、協議会としての意思形成が困難な場合
 - (2) 協議会の活動の実態が認められない場合
 - (3) 設置校の校長と協議会の方針が著しく対立し、学校運営に支障が生じ、又は生じるおそれがある場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、学校運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがある場合
- 2 教育委員会は、指定の取消しに当たっては、事前に設置校の校長と連携して協議会に対し、必要な指導又は助言を行い、その運営改善に努めるものとする。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、委員から辞任の申出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第6条の規定に違反したとき。
 - (2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。
- 2 設置校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第18条 この規則において別に定めるとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

第28号議案

一宮市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

一宮市社会教育委員の解嘱及び委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成29年4月18日

一宮市教育委員会

教育長 中野和雄

提案理由

一宮市小中学校長会役員改選のため、社会教育法第15条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市社会教育委員 解嘱該当者

(解嘱日 平成29年4月30日)

氏名	備考
いちやなぎ 一柳 隆光	一宮市小中学校長会 副会長退任のため

2. 一宮市社会教育委員 委嘱候補者

氏名	備考	新任 再任
ひび つかさ 日比 眞宰	一宮市小中学校 長会副会長就任 のため	新

3. 委嘱期間

平成29年5月1日から平成30年3月31日まで

※ 一宮市社会教育委員の定数等に関する条例第4条の規定に基づく前任
者の残任期間

○社会教育法

(昭和二十四年六月十日 法律第二百七号)

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

○一宮市社会教育委員の定数等に関する条例

(昭和 25 年 1 月 27 日 条例第 3 号)

第1条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条の規定に基づき、本市に一宮市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

第2条 委員の定数は、15 名以内とする。

第3条 委員の任期は、2 年とする。ただし、重任を妨げない。

第4条 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 一宮市教育委員会は、特別の事情がある場合には、委員の任期中でも解嘱することができる。

第6条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、別に一宮市教育委員会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 31 年 1 月 4 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日より施行する。

付 則(平成 14 年 6 月 26 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

第29号議案

一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員の委嘱について

一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成29年4月18日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

教育文化部長及び次長相当職の定年退職により、実績評価委員が不在となったため、一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会設置要綱第4条第2項の規定により本案を提出します。

1. 一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員
(地域文化広場・市民会館等)

解嘱該当者

(解嘱日 平成29年3月31日)

氏名	備考
わき だ かね やす 脇 田 兼 康	定年退職のため

委嘱該当者

氏名	備考
たき かずなが 滝 和 良	人事異動のため

(一宮スポーツ文化センター等・アイプラザ一宮)

解嘱該当者

(解嘱日 平成29年3月31日)

氏名	備考
わき だ かね やす 脇 田 兼 康	定年退職のため

委嘱該当者

氏名	備考
たき かずなが 滝 和 良	人事異動のため

(スポーツ施設・体育館施設等)

解嘱該当者

(解嘱日 平成29年3月31日)

氏名	備考
すぎやま ひろゆき 杉 山 弘 幸	定年退職のため

委嘱該当者

氏名	備考
みなもと ようじ 皆 元 洋 司	人事異動のため

2. 委嘱期間

平成29年4月1日～平成29年6月30日

※一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会設置要綱第4条第2項の規定に基づく
前任者の残任期間

一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する公の施設への指定管理者導入に伴い、指定期間中における指定管理者の業務水準を確認するため、指定管理者にかかる実績評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、評価を受ける指定管理者2団体毎に1つの委員会を設置する。

(所掌事務)

第2条 各委員会は、教育委員会が所管する公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）があらかじめ事業計画書に記載された事項と実際に提供されている業務水準について比較検討を行うため、次の事項について審査検討するものとする。

- (1) 指定管理者が提出した事業報告書（月次、四半期、年間）
- (2) 協定書に記載された事項の執行状況
- (3) リスクが発生した場合の協議
- (4) 協定書の解釈に疑義が生じた場合、または協定書に定めのない事項が生じた場合、教育委員会の求めに応じて行う聴聞
- (5) その他、委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 各委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 教育長又は教育文化部長
- (2) 次長相当職の市の職員
- (3) 公認会計士
- (4) 学識経験者
- (5) 施設利用者代表

2 各委員会に会長、副会長を置き、会長には教育長又は教育文化部長、副会長には次長相当職の市の職員をもって充てる。

3 会長は、各委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年間とする。ただし、教育委員会は、委員の同意を得て、これを延長することができる。

2 委員が辞任し、又は欠けたときは、速やかにこれを補充するものとする。

この場合における任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第5条 各委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 各委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - 3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を各委員会に出席させることができる。
 - 4 各委員会は、公開しないものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育文化部教育指定管理課が処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、各委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年7月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

第30号議案

一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会委員の委嘱について

一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成29年4月18日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

平成29年3月31日付け定年退職に伴い、教育文化部長の委員が不在となつたため、一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会設置要綱第4条第2項の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会委員

解嘱該当者

(解嘱日 平成29年3月31日)

氏名	備考
すぎやま ひろゆき 杉山 弘幸	定年退職のため

委嘱候補者

氏名	備考
のだ しんご 野田 真吾	人事異動のため

2. 委嘱期間

平成29年4月1日～平成29年9月26日

※一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会設置要綱第4条第2項に基づく

前任者の残任期間

一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会委員 名簿

平成29年4月18日教育委員会 可決後



は今回審議対象者

委員氏名	備 考
なかの 中野 和雄 なかの かずお	一宮市教育長
の だ 野田 真吾 のだ しんご	一宮市教育文化部長
う つ き 宇都木 寧 うつぎ やすし	弁護士
あ さ い 浅井 清史 あさい せいじ	公認会計士
かわむら 河村 俊太郎 かわむら しゅんたろう	愛知淑徳大学講師
ちゅうじょ 中條 紀子 ちゅうじょ かりこ	施設利用者代表
わかばやし 若林 真由美 わかばやし まゆみ	施設利用者代表

一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する図書館について、図書館運営業務に係る委託の導入に伴い、委託期間中における図書館運営業務委託の受託者（以下「受託者」という。）の事業状況を評価するため、図書館運営業務委託評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、受託者があらかじめ作成する業務計画書等の記載内容と受託者が実際に提供した業務内容について比較検討を行うため、次に掲げる事項について審査し、評価するものとする。

- (1) 図書館運営業務の実施状況
- (2) 図書館の利用状況
- (3) 利用者意見の調査結果
- (4) 運営業務実績の自己評価
- (5) 図書館の実地調査結果
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員7名をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育文化部長
- (3) 弁護士
- (4) 公認会計士
- (5) 学識経験者
- (6) 施設利用者代表

2 委員会に会長及び副会長を置き、会長には教育長、副会長には教育文化部長をもって充てる。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年間とする。ただし、教育委員会は、委員の同意を得て、これを延長することができる。

2 委員が辞任し、又は欠けたときは、速やかにこれを補充するものとする。この場合における任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 4 会議は、公開しないものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育文化部図書館事務局が処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成25年9月27日から施行する。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成29年4月18日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が適當と認められる事業
 - ア 市内の教育関係団体
 - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
 - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適當と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
1	特定非営利活動法人メタセコイアの森の仲間たち 代表理事 永吉 剛 ながよし つよし	清流王国郡上・夏休み こどもキャンプ	<ul style="list-style-type: none"> ・「生きる力」を身につける、2泊3日・3泊4日・6泊7日のよつのフリーキャンプ ・子どもが主体となり、何をして遊ぶのかを自分たちで考えるフリーキャンプ ・東海地方在住の小学校1年生から小学校6年生、475名 	<ul style="list-style-type: none"> ・7月15日(土) ～7月17日(祝・月) ・7月21日(金) ～7月23日(日) ・7月25日(火) ～7月27日(木) ・7月29日(土) ～7月31日(月) ・8月2日(水) ～8月5日(土) ・8月7日(月) ～8月10日(木) ・8月14日(月) ～8月17日(木) ・8月19日(土) ～8月21日(月) ・8月23日(水) ～8月25日(金) ・8月28日(月) ～8月30日(水) ・8月20日(日) ～8月26日(土) 	<ul style="list-style-type: none"> 有料 郡上八幡憩いの家(岐阜県郡上市八幡町相生) 2泊3日 29,800円 3泊4日 35,800円 6泊7日 72,800円 		(4) (6)
2	福井市自然体験交流推進協議会 会長 前川 勝己 まえかわ かつみ	2017子ども夏の自然体験活動(17 ふくい夏のさとやまキャンプ)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部の子どもたちが里山での自然体験や文化体験を通じて子ども達の生きる力を育む。(両コース) ・テント泊や野外炊飯などキャンプ生活の基本を体験する。(両コース) ・農家民宿泊を通して地域の方との交流や農家の仕事などを体験する。(さとやまコース) ・恐竜博物館で恐竜の生きていた時代の様子に触れるとともに、地球の成り立ち、日本の成り立ちを学び子どもたちの科学する 	<ul style="list-style-type: none"> (まんまるコース) ・8月2日(水)～5日(土) ・8月6日(日) ～9日(水) ・8月10日(木) ～12日(土) ・9月16日(土) ～18日(祝・月) 	<ul style="list-style-type: none"> (さとやまコース) ・美山リズムの森 ・福井市美山地区・東郷地区 ・かつやま恐竜の森 ・福井県立恐竜博物館 ・美山リズムの森 (恐竜コース) ・恐竜の森 	<ul style="list-style-type: none"> (さとやまコース) 28,000円 21,000円 	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
			心を育てる。(恐竜コース) ・参加者 小学校1年生～小学校6年生 中学1年生～3年生 各組35名				
3	NPO 法人こころとまなびどっこむ 代表理事 田中 守 たなか まもる	中学生のお子様の不登校に悩むお母さんのためのフリースペース スタ活cafe	・不登校の生徒を持つ保護者、特に母親の悩みや不安を同じような経験をした者に相談することで心の負担を軽減する。また、進路相談など教育に関する情報提供の場として活用する。 ・参加者数(見込) 240名	・4月1日～平成30年3月31日 隔週土曜日 午後1時～午後4時	・NPO 法人こころとまなびどっこむ (名古屋市中村区)	無料	(4) (6)
4	青山高等学校 校長 岡島 義信 おかじま よしのぶ	不登校教育フォーラム	・不登校児童・生徒をお持ちの保護者の現状、または将来への不安の解消、不登校の原因メカニズムの解説とその解決策について、図式・動画や不登校を経験した生徒たちのフリートークも交えて、不登校生徒を抱えている家庭の方や子供との信頼関係の築き方などの話 参加者(見込) 50名	・7月9日(日)	・アイプラザ一宮	無料	(2)
5	東海労働金庫 一宮支店 支店長 中里 一範 なかざと かずひろ	第8回「はたらく人」に ありがとう」メッセージ募集	・「働く人への感謝」とともに、「はたらく」ということを考える機会を発信し、はたらく人に発信し、励みにしていただくこと。 ・両親、社会人になった子ども、職場の上司、部下、同僚などはたらく人への感謝の気持ちを綴ったメッセージを募集する。	・募集期間 7月1日(土)～9月30日(土) ・授賞式 11月23日(祝木)	・募集 東海労働金庫 各営業店 ・授賞式 東海労働金庫 本店ビル 大会議室	無料	(7)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
6	特定非営利活動法人アルクス教育研究所日本アルクス自然学校 代表理事 田中 正利 たなか まさとし	夏休みまるかじりキャンプ2017	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県大野市六呂師地区の自然豊かな環境を利用して自然体験や体験活動を実施する。 ・オリエンテーション、川遊び体験、野外炊飯、化石発掘体験、キャンプファイヤー、振り返り交流会 ・2泊3日～7泊8日 ・東海 北陸地区の小学校1年生から中学校2年生までのべ600人 	7月15日(土) ～ 8月26日(土)	福井県大野市六呂師地区	有料 2泊3日 19,500円 3泊4日 27,000円 31,000円 6泊7日 64,500円 7泊8日 750,00円	(4) (6)
7	あいち子どもわくわく企画 代表 荻野 珠美 おぎの たまみ	第5・6・7回 コミュニティ脳トレジュニア教室 ～読書でコミュニケーション～	<ul style="list-style-type: none"> ・クイズやゲームを交えて子どもが読み聞かせのよさやコミュニケーションの仕方を学ぶ。 ・大人が子どもに、年長者が年少者に、読み聞かせをする。 ・おすすめの本を選び紹介する。 ・市内小学生と幼児、その保護者40名 	5月27日(土) 午前10時～午後0時 10月7日(土) 午前10時～午後0時 平成30年1月27日(土) 午前10時～午後0時	尾張一宮駅前ビル	100円	(6)
8	尾西信用金庫 業務推進理事部長 岡島 啓一 おかじま けいいち	びしん水彩画教室	<ul style="list-style-type: none"> ・一宮市近隣小学生を対象とした水彩画教室の開催 ・参加人数100名予定 	7月23日(日)	尾西信用金庫本館6階	無料	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
9	尾西信用金庫 地域業務支援理事部 長 岩田 親典	びしんの夏休み教室	・一宮市内の囲碁クラブを持つ小学校児童および近隣小学校児童を対象にした囲碁教室および書道教室 参加予定者100名	7月29日(土)	尾西信用金庫 本部6階	無料	(6)
10	あいち子どもわくわく企画 代表 荻野 珠美	第10・11・12回めざせ!一宮子ども観光大使	・第10回 大野極楽寺公園での自然体験 第11回 美濃路について知り、散策をする。 第12回 木工製作体験 ・一宮市内在住の小学生・幼児と保護者 各20名 (保護者同伴)	第10回 6月17日(土) 第11回 11月11日(土) 第12回 30年2月17日 (土)	第10回 大野極楽寺公園 第11回 歴史民族資料館 第12回 家具工房 「Trust」	100円	(6)
11	公益社団法人 一宮青年会議所 理事長 服部 良太	8月公開例会 「一宮キッズタウン ～みんなでつくろう 子供のまち!!～」	・たくさんの職業の中から 自分で考えて、判断しそれらの職業や遊びを通じて目的を持ち、目的を達成することで生きる力」を育む。 ・参加者:100名 一宮市内3年生～6年生の小学生	第1回 7月9日(日) 13:00～17:00 第2・3回 8月19日(土)20日(日) 10:00～17:00	iビル シビックホール他	有料 2,500円	(4) (6)
12	はぴふるクラブ 代表 谷口 容子	五色百人一首大会 in一宮	・発達障害のある児童を中心とした伝統文化である百人一首を手軽にできるようにした五色百人一首を行う。 ・参加者:30名 小学生	第1回 5月21日(日) 第2回 7月15日(土)	iビル 3階 一宮支援センター会議室	有料 200円	(7)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
1	子育て支援団体 iie fam 代表 鈴木 奈美	ちょっと小さなママの文化祭in一宮	おさがりマーケット・出展ブース・無料体験講座などを通して、ママたちの交流の場とするイベント	6月30日(金)	いちい信用金庫本店 ホワイエホール	無料	(6)
2	NPO 法人響愛学園 理事長 児島 真里子	特定非営利活動法人響愛学園7周年記念コンサート	障害児によるピアノ・合唱のコンサート	9月17日(日)	尾西市民会館	有料 500円	(4) (6)
3	チアフル・ママ 代表 江崎 あづみ 主催(共催) チアフル・ママ 及び NPO 法人 ORR 社会貢献センター	旬の家族フェア 2017	子ども職業体験、オレンジリボン(児童虐待防止運動)・イエローリボン(障がい者支援)啓発活動、ブース出展、ケータリングカーによる販売など	7月16日(日)	一宮市民会館 大平島公園	無料 (一部イベントには体験料が必要)	(4) (6)
4	木曽川文化創造ワークショップ 代表 長谷川 一貴	第63回きそがわふれあいコンサート	板谷薰 ジャズ・イン・サマーによるジャズコンサート	7月15日(土)	木曽川文化会館	有料 1,000円	(6)
5	一宮おやこ劇場 運営委員長 野田 美穂子	子育て講演会「遊びの中で育つ力～いま遊ばなくていつ遊ぶ！？～」	遊び環境ミュージアム代表の北島尚志氏による子育て講演会	6月18日(日)	木曽川文化会館	有料 800円	(6)
6	社会福祉法人きそがわ福祉会 理事長 小林 金次	第 25 回まほのぼのまつり	屋外ステージでのアトラクション、建物内の展示コーナー、関係者及び近隣福祉施設による模擬店、福祉バザーなど	6月4日(日)	きそがわ作業所及びその周辺敷地	無料	(4) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
7	笑音楽座 代表 伊達典子	アルミ缶コンサート第10弾「たっちやんの音楽紙芝居」	マーガレット一家による「たっちゃんの音楽紙芝居」	6月4日(日)	療育サポートプラザ・チャイブ内「多目的室」	無料	(6)
8	社会福祉法人一宮市社会福祉協議会 会長 河村 正夫	第3回ふれあいフォトコンクール	お互いに助けあい支えあう地域社会になることを願い、「ふれあい」をテーマとした写真のコンクール	応募期間 5月1日(月)～ 7月31日(月) 審査発表 9月(予定)	—	無料	(3) (6)
9	公益社団法人スコーレ家庭教育振興協会 東海事務所 武藤保子 主催 公益社団法人スコーレ家庭教育振興協会 東海地区実行委員会	家庭教育講座「ママの子育てストレス、いっきに解消！」	スコーレ家庭教育振興協会の講師による「ママの子育てストレス、いっきに解消！」と題した講話	6月6日(火)	岐阜市OKB ふれあい会館	有料 500円	(4) (6)
10	セルフイーウ 代表 井手律子	東日本大震災支援 チャリティ セルフイーウ コンサート	東日本大震災支援の為のチャリティーコンサート	8月27日(日) 9月10日(日) 9月17日(日)	8/27 犬山観光センター 9/10 瑞穂市総合センター 9/17 木曽川文化会館	有料 1,000円	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
11	公益財団法人愛知県 教育・スポーツ振興財 団愛知県生涯学習推 進センター センター長 <small>はやし まさと</small> 林 正人 主催(共催) 公益財団法人愛知県 教育・スポーツ振興財 団 及び 愛知県教育委員会	生涯学習地域連携 講座 愛知県立一 宮工業高等学校 「ものづくり体験教 室」	機械・電気・建築・土木 の基礎知識を学ぶ、も のづくり体験教室	10月21日(土) 10月28日(土) 11月4日(土) 11月11日(土)	県立一宮工 業高等学校	無料(た だし、材 料費とし て2,000 円徴収)	(1) (4) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
1	一宮サッカー連盟理事長 たんげかねまさ 丹下金政	第39回一宮・中日少年サッカースクール学年別夏季大会	サッカーを通してスクール生の親睦と心身及び技術の向上を図る。学年別トーナメント方式。	5月20日(土) ~6月24日(土)	一宮市光明寺公園球技場	無料	(3) (6)
2		一宮サッカー連盟理事長杯第10回少年サッカーフェスティバル	少年サッカーの普及・育成を通じ「次代を担う健全な体と心を持った青少年の育成」を図る。	6月18日(土) ~19日(日)			
3		第39回一宮・中日少年サッカースクール学年別秋季大会	サッカーを通してスクール生の親睦と心身及び技術の向上を図る。学年別トーナメント方式。	9月9日(土) ~9月24日(日)			
4		第16回一宮・中日少年サッカースクール選手権大会	一宮・中日サッカースクール生を対象として各スクール単位の6年生を中心としたチームによる大会。 トーナメント方式。	12月9日(土) ~10日(日)			
5		第39回一宮・中日少年サッカースクール学年別冬季大会	サッカーを通してスクール生の親睦と心身及び技術の向上を図る。学年別トーナメント方式。	平成30年 1月13日(土) ~28日(日)			
6		第16回一宮・中日少年サッカースクールチャンピオンカップ	一宮・中日サッカースクール各学年別大会の優勝・準優勝チームによるリーグ戦。	平成30年 2月17日(土) ~24日(土)			
7	一宮ラグビーフットボール協会 会長 松井哲朗	第8回東海地区ラグビースクール交流競技大会	東海4県を代表するラグビースクールによる交流大会。	5月14日(日)	一宮市光明寺公園球技場	無料	(3) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
8	社会福祉法人 一宮市社会福祉 協議会 会長 河村正夫 かわむらまさお	平成29年度 一宮市障害者 スポーツ大会	スポーツを通じて障害 者が体力の維持、増強 に努めてきた成果を発 揮しあい、お互いを理 解し、明朗快活な生活 と協調精神を養い、健 常者とともに楽しい社 会生活を営むことを目 的とする。	7月2日(日)	一宮市木曽川 体育館	無料	(3) (6)
9	一宮市剣道連盟 会長 たかやまじゅんいち 高山潤一	第45回中学校剣道 選手権大会	全日本剣道連盟試合規 則並びに審判規則によ るトーナメント方式。 チームの勝敗は勝者数 法による。	6月24日(土)	愛知県立一宮 高等学校	無料	(3) (6)
10	NPO法人 幼児教育従事者 研究開拓機構 理事長 おくぞのじゅんこ 奥園淳子	防災チャレンジ 大運動会 in 一宮	小学生とその家族を対 象に「防災を楽しく学 ぶ」ことを目的に防災 運動会を実施する。	6月3日(土)	一宮市立 貴船小学校	無料	(4) (6)
11	一宮軟式野球 連盟 会長 鳥越 豊 とりこえ ゆたか	第47回一宮学童 軟式野球大会	連盟学童部の登録チー ムを対象に実施 A・Bクラス別のトー ナメント戦	Aの部 8月5日(土)～ Bの部 6月17日(土) ～	大野極楽寺公 園野球場・五城 グラウンド・平 島公園野球場	1チーム Aの部 8,000円 Bの部 7,000円	(3) (6)
12		一宮ライオンズ クラブ旗争奪 第17回一宮ティー ボール大会	一宮市内の少年野球チ ームの低学年によるテ ィーボール大会。 予選リーグ戦。決勝 はトーナメント戦で実 施	9月16日(土) ～9月23日 (祝・土)	平島公園野球 場	1チーム 3,000円	

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
13	Futsal Clube UNIAO Ladies 大会責任者 もりもと 森本ゆう子	第2回 UNIAO Ladies Cup	全国で活躍する女子フットサルチームを招き、各チームの交流を深めるとともに日本女子フットサル界の技術の向上を目的とする。	5月5日(祝・金)・6日(土)	一宮市総合体育館 (DIADORA アリーナ、いちい信金アリーナA)	1チーム 25,000円	(6)
14	Futsal Clube UNIAO 大会責任者 もりもと 森本ゆう子	ユニアオ フェスティバル	U-10、U-12、U-15、U-18各世代の強化育成を図るため、競技力の向上及び普及活動を目的とする。	5月3日(祝・水)・4日(祝・木)	一宮市総合体育館 (DIADORA アリーナいちい信金アリーナA・B)	1チーム 20,000円	(7)
15	愛知県ソフトテニス連盟 会長 本田正明	第44回全日本レディースソフトテニス個人戦大会	ソフトテニス競技を通して全国のレディース選手相互の親睦・交流を深め、競技力向上と健康・保持増進を図り、あわせて生涯スポーツであるソフトテニスの普及・啓蒙に資することを目的とする。	8月1日(火)～3日(木)	一宮市総合体育館 市テニス場	1人 4,000円	(5) イ